

岡山市東区プロモーション企画運営業務委託 仕様書(案)

1 業務主旨

(1)業務目的

東区の高校生を中心として東区の風景などを撮影し発信することで、地元の魅力を再発見し、愛着を持ってもらうとともに、東区の魅力を多くの人に発信し、フォトジェニックなブランドイメージの創出を図ることを目的とする。

(2)期間

契約締結日から令和6年3月31日(日)まで

(3)担当課

岡山市東区役所総務・地域振興課

2 業務内容

(1)高校との協働による岡山市東区のプロモーション企画策定

東区の魅力を SNS 利用者へ幅広く発信できるよう東区管内の高校生を募集し、写真や動画撮影の支援を行うこと。

協働を要請する高校は、「西大寺高校」「岡山学芸館高校」「瀬戸高校」「瀬戸南高校」を想定しており、市と協議の上決定すること。各校との協議は市で行うが、提案する企画に係る資料作成など必要な支援を行うこと。

(2)セミナーやワークショップなどの開催

写真や動画撮影の支援として高校と協力し、セミナーやワークショップを行うこと。内容、回数などについては、提案者の企画のとおりとし、日程については、市と協議の上決定すること。ただし、各年度内に1回以上は行わなければならない。セミナーやワークショップについてのフォローアップを適宜行うこと。なお、その他提案者独自の企画によりセミナーやワークショップに替わる提案があればセミナーやワークショップに替えることができる。

(3)フォトコンテストなど映像コンテンツの発表

高校との協働で作成した写真や動画などの映像コンテンツ発表の場としてフォトコンテ

ストもしくはフォトコンテストに類似する企画を行うこと。フォトコンテストなどは WEB 上で行うこととし、内容は提案者独自の企画提案を行うこと。フォトコンテストなどは、各年度内に1回ずつ行うこととする。初年度のフォトコンテストは秋と冬の風景、2 年目は春と夏の風景を主に募集するものとする。

(4) 成果物の作成及び発表

2業務内容(1)～(3)の活動成果による作品をまとめたものを作成し発表を行うこと。例示として、カレンダー、写真集、フォトマップなどであり、紙媒体でなく、デジタル媒体で展開できるものが望ましい。

(5) プレスリリース、メディア戦略の支援

当該事業について効果的な広報となるように、SNS での発信など提案者独自の広報を行うこと。

3 費用負担

(1) セミナーやワークショップなどの会場について岡山市の公共施設を使用する場合は岡山市の費用負担とする。ただし減免できない施設は受託者の費用負担とする。

(2) その他業務に必要な経費は、本業務委託概要に記載にないものであっても原則として受託者の負担とする。※交通費や電話代等を含む。

4 事業スケジュール(予定)

令和4年4月～5月	打合わせ、準備期間
令和4年6月～	参加生徒募集、セミナー、ワークショップなど開催
令和5年1月～3月	フォトコンテストなど開催
令和5年3月	中間報告書 次年度方針打ち合わせ
令和5年6月～	追加参加生徒募集、セミナー、ワークショップなど開催
令和6年1月～3月	フォトコンテストなど開催
令和6年3月	最終成果発表 最終報告書
令和6年3月31日	委託業務終了

進行に応じて市と協議するものとする

5 委託成果品

(1) 事業報告

以下の内容をまとめた事業報告をすること。

- (ア)各セミナー、ワークショップなどの概要報告(文章・写真)
- (イ)使用した資料
- (ウ)メディア等への掲載物
- (エ)WEB 上での定量的な影響力を図れる数値
- (オ)当該プロモーション企画が与えた影響についてまとめた調査結果

(2) 成果品の提出時期について

上記(ア)～(エ)の事業報告については、それぞれ年度末ごとに納品すること。(オ)の事業報告は令和6年3月31日(日)までに成果品として納品することとする。

(3) 成果品の帰属

成果品の帰属、著作権については、別に定める場合を除き、以下のとおりとする。

- (ア)本事業で作成したすべての成果品の権利は岡山市に帰属するものとし、岡山市の許可なく第三者に貸与及び公表してはならない。
- (イ)受託者は、委託の目的物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む。)を当該委託の目的物の引渡し時に岡山市に無償で譲渡するものとする。
- (ウ)委託の目的物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、岡山市に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

(4) 納品形式・数量等

事業報告はA4判と電子資料としてCD-RもしくはDVDで各1部提出すること。

6 委託料の支払いについて

年度ごとに岡山市の定める委託完了通知書を提出し、岡山市の実施する検査への合格をもって当該年度の事業を完了したものとし、契約額を支払うものとする。ただし年度ごとの委託料額は、契約金額を2で除して得た額とし、1円未満の端数は初回の支払い時に支払うものとする。

7 本業務の基本的事項

(1) 法令の遵守

受託者は業務の実施にあたり、関係する法令・条例等はこれを遵守しなければならない。

- (ア)岡山市契約規則
- (イ)岡山市個人情報保護条例
- (ウ)その他の関係法令

(2)秘密の保持

- (ア)受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を他の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。
- (イ)受託者は、業務の遂行にあたっては、「岡山市個人情報保護条例」及び「岡山市情報セキュリティポリシー」を遵守し、取得した個人情報は、その取扱いに最大限の注意を払うこと。
- (ウ)受託者は受託情報を保護するため、岡山市と岡山市個人情報保護条例(平成12年市条例第34号)に基づく市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書を締結しなければならない。

(3)貸与資料

- (ア)受託者が本業務を実施する上で必要となる資料のうち、岡山市が提供することが可能な資料は、岡山市が受託者に貸与するものとする。
- (イ)貸与された資料は、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うこと。また、本業務において、貸与した関係書類は、契約期間満了後若しくは契約解除されたとき又は本業務履行上不要になった場合は岡山市に返還しなければならない。また、貸与資料の複製物は適切に廃棄するなど岡山市の指示に従った処置を行うこと。

(4)協議

- (ア)本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は各々の業務について岡山市と常に密接な連絡に努め、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、岡山市と受託者で協議の上、岡山市の指示に従い、業務を遂行すること。
- (イ)岡山市において必要と認めるときは、作業の変更又は中止をすることがある。この場合の変更について、委託契約書に明記されていない場合は両者の協議により定めるものとする。なお、変更による工期は別に定めるものとする。
- (ウ)業務責任者及びその他の従業者(業務の一部を委任された者、業務の一部を下請けする者を含む。)について、業務の履行又は管理に関して著しく不相当と認められる者があるときは、受託者に対して、その理由を明確にし、必要な措置をとることを請求することができるものとする。

(5) 作業の経過報告

本業務の実施期間中において、受託者は岡山市と緊密な連絡に努め作業を遂行しなければならない。また、岡山市は必要に応じて本業務の実施状況を調査し、又は報告を求めることができることとする。なお、打ち合わせで決定し、又は岡山市が指示した事項等について、受託者は定期的に、その進捗を報告すること。

(6) 第三者の権利・利益の対象となるものの利用等

受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(7) 損害の賠償

本業務遂行中に受託者が岡山市若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに岡山市にその状況及び内容を書面により報告し、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、岡山市は一切の責任を負わない。

(8) 再委託について

受託者が業務の一部を再委託する場合は、委託者に通知を行い、承認を得ること。

(9) その他

(ア) 作業上必要な会議は適宜行うことができることとする。受託者は会議終了後、速やかに打ち合わせ記録を作成・提出し岡山市の承認を得ること。

(イ) 受託者は、作業の工程において確認事項がある場合、書面により岡山市に提出し確認を行うことができることとする。

(ウ) 受託者は、本業務中に事故があった場合は、所要の処置を講ずるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について、直ちに岡山市に報告すること。

(エ) 業務責任者は、岡山市からの変更要望または岡山市の承認がない限り、変更できないこととする。